

宅地造成及び特定盛土等規制法に係る 申請等の手引き

令和7年 7 月
松江市

【目次】

1 宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事の許可の概要.....	- 1 -
1-1 工事の許可の趣旨.....	- 1 -
1-2 用語の定義.....	- 1 -
1-3 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況.....	- 2 -
1-4 許可または届出を要する工事.....	- 2 -
1-5 許可または届出を要しない工事.....	- 4 -
1-6 許可の特例について(国県市が行う工事及び開発許可).....	- 7 -
2 工事の技術基準及び設計資格者.....	- 8 -
2-1 宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事の技術基準.....	- 8 -
2-2 設計者の資格.....	- 9 -
3 宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事の許可申請について.....	- 10 -
3-1 住民への事前周知.....	- 11 -
3-2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請.....	- 13 -
3-3 土石の堆積に関する工事の許可申請.....	- 19 -
4 許可後から完了まで.....	- 23 -
4-1 許可の公表について.....	- 23 -
4-2 着手及び標識の掲示.....	- 23 -
4-3 変更許可 及び 軽微な変更届出.....	- 24 -
4-4 定期報告.....	- 26 -
4-5 中間検査.....	- 27 -
4-6 完了検査または完了確認.....	- 28 -
5 宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事の届出について.....	- 29 -
5-1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出.....	- 29 -
5-2 土石の堆積に関する工事の届出.....	- 31 -
6 その他届出が必要となる工事.....	- 35 -
6-1 規制区域指定の際の工事の届出.....	- 35 -
6-2 擁壁等を除却する工事の届出.....	- 37 -
6-3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出.....	- 37 -
7 申請手数料.....	- 38 -
7-1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料.....	- 38 -
7-2 土石の堆積に関する工事の許可申請に係る申請手数料.....	- 38 -

凡例 この手引きで使用する略語は、次のとおりである。

法 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)

政令 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)

省令 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和 37 年建設省令第 3 号)

市細則 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(令和 6 年松江市規則第 55 号)

1 宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事の許可の概要

1-1 工事の許可の趣旨

宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事を許可制（一部届出制）として危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、市民の生命及び財産を保護することを目的としています。

1-2 用語の定義

法に規定されている用語の定義は下表のとおりです。

表 1-1 用語の定義

用語	定義	備考
宅地	農地等及び公共施設用地以外の土地	法第 2 条第 1 号
農地等	農地、採草放牧地及び森林	法第 2 条第 1 号
公共施設用地	道路、公園、河川、その他政令定める公共の用に供する施設の用に供されている土地	法第 2 条第 1 号 政令第 2 条、 省令第 1 条第 1 項
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で一定規模を超えるもの	法第 2 条第 2 号 政令第 3 条
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいもの	法第 2 条第 3 号 政令第 3 条
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で一定規模以上のもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）	法第 2 条第 4 号 政令第 4 条
崖	地表面が水平面に対し、30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの	政令第 1 条
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地すべり抑止ぐい、グラウンドアンカーその他の土留	法第 13 条、政令第 6 条、省令第 11 条
工事主	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者	法第 2 条第 7 号
工事施行者	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者	法第 2 条第 8 号

1-3 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況

松江市では、令和7年7月1日に規制を開始します。規制区域は、市ホームページで公表しています。

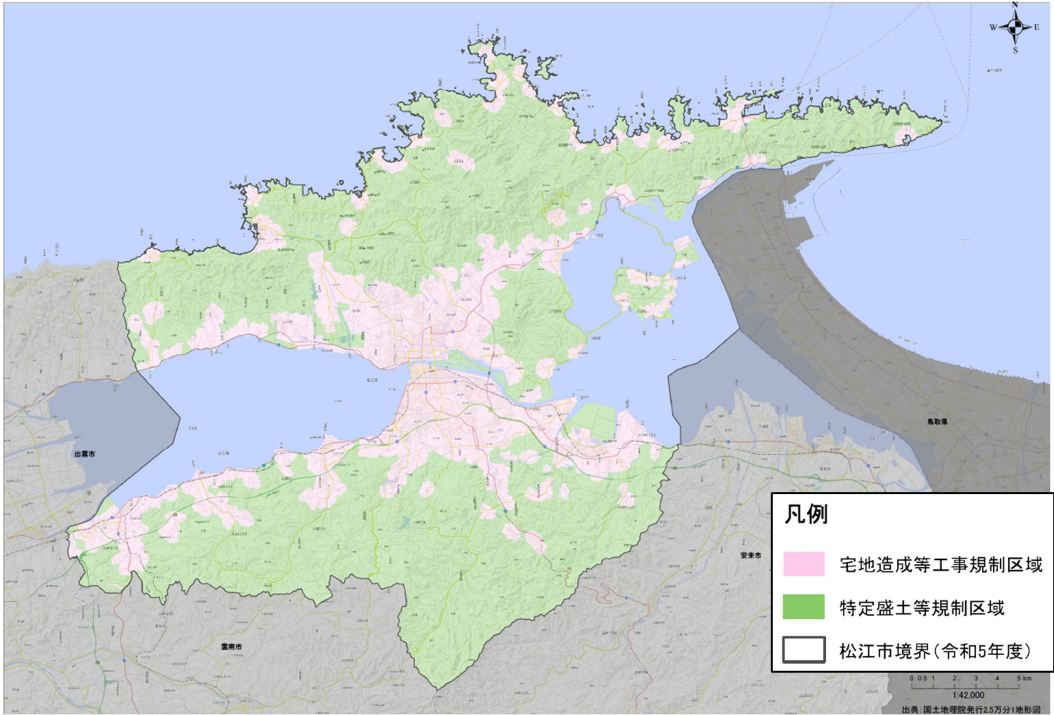


図1-1 規制区域図(令和6年12月18日告示 市告示第530号 指定日:令和7年7月1日)

1-4 許可または届出を要する工事

規制区域内で行う一定の規模を超える宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事は許可が必要となります。宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域で対象規模が異なります。

また、特定盛土等規制区域内において行われる工事のうち、**赤文字**を超えかつ**青文字**以下の規模に該当する工事は、工事に伴う災害を防止する観点から、その工事に着手する日の30日前までに、届出をする必要があります。また工事が一定規模以上となる場合、中間検査及び定期報告の対象となります。

表1-2 盛土、切土の許可対象規模(宅地造成、特定盛土等)

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

表1-3 土石の堆積の許可対象規模

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡ となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

赤文字 宅地造成等工事規制区域 **青文字** 特定盛土等規制区域

表 1-4 規制対象行為と必要な手続き

区域	行為	届 出	許 可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	同 左	許可対象すべて
	土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	—	許可対象すべて	許可対象すべて

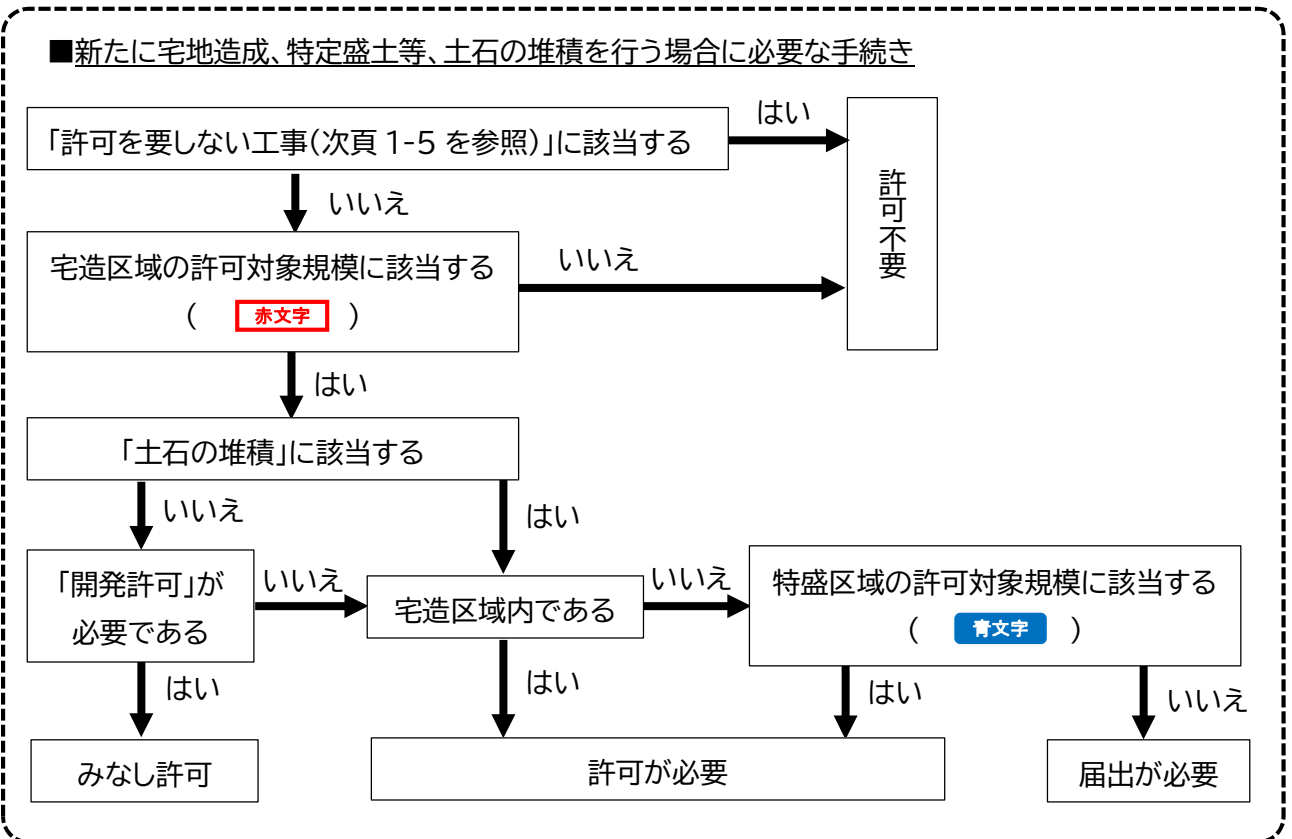


図 1-2 手続きの判定フロー図

1-5 許可または届出を要しない工事

下表に該当する工事等は法に基づく許可または届出は不要となります。

表 1-5 規制対象外となる工事

対象	内容	備考
公共施設用地内で行う工事	以下の場所で行う工事 道路、公園、河川	法第 2 条
	以下の場所で行う工事 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、 港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、 鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設 雨水貯留浸透施設、農業用ため池 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する「防衛施設」	政令第 2 条 省令第 1 条 第 1 項
	国又は地方公共団体が管理する以下の施設内で行う工事 学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、 水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、 農業集落排水施設、漁業集落排水施設、 林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	政令第 2 条 省令第 1 条 第 1 項
通常の 営農行為	農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為 (例) 通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充 (その前後の土地の地盤面の標高差が原則 30cm を超えないもの)	

表 1-6 許可不要となる工事

対象	内容	備考
鉱山保安法	鉱山保安法第 13 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 36 条、第 37 条、第 39 条第 1 項若しくは第 48 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事	政令第 5 条 第 1 号
鉱業法	鉱業法第 63 条第 1 項の規定による届出をし、又は同条第 2 項(同法第 87 条において準用する場合を含む。)若しくは同法第 63 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による認可を受けた者(同法第 63 条の 3 の規定により同法第 63 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。)が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事	政令第 5 条 第 2 号
採石法	採石法第 33 条若しくは第 33 条の 5 第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 33 条の 13 若しくは第 33 条の 17 の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事	政令第 5 条 第 3 号
砂利採取法	砂利採取法第 16 条若しくは第 20 条第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 23 条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事	政令第 5 条 第 4 号
土地改良法	土地改良法第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業、同法第 15 条第 2 項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事	省令第 8 条 第 1 号

対象	内容	備考
火薬類取締法	火薬類取締法第 3 条若しくは第 10 条第 1 項の許可を受け、若しくは同条第 2 項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第 12 条第 1 項の許可を受け、若しくは同条第 2 項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第 27 条第 1 項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事	省令第 8 条第 2 号
家畜伝染病予防法	家畜伝染病予防法第 21 条第 1 項若しくは第 4 項(同法第 46 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第 23 条第 1 項若しくは第 3 項(同法第 46 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事	省令第 8 条第 3 号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項若しくは第 14 条第 6 項の許可を受けた者若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 6 第 1 項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事	省令第 8 条第 4 号
土壌汚染対策法	土壌汚染対策法第 16 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 22 条第 1 項若しくは第 23 条第 1 項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事	省令第 8 条第 5 号
太平洋沖地震原発特措法	平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第十五条若しくは第 19 条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第 17 条第 2 項(同法第 18 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物の保管、同法第 30 条第 1 項若しくは第 38 条第 1 項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第 31 条第 1 項若しくは第 39 条第 1 項の規定による除去土壌等の保管に係る工事	省令第 8 条第 6 号
森林作業路網に関する工事	森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事	省令第 8 条第 7 号
非常災害のために必要な応急措置として行う工事	国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 イ 地方住宅供給公社 ロ 土地開発公社 ハ 日本下水道事業団 ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ホ 独立行政法人水資源機構 ヘ 独立行政法人都市再生機構	省令第 8 条第 8 号
そのほか災害の発生の恐れがないと認められる工事	表 1-2⑤に該当する工事(500 平方メートル超)のうち、高さが 2 メートル以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30 センチメートルを超えない盛土又は切土をするもの	省令第 8 条第 9 号
	イ 高さが 2 メートルを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300 平方メートルを超えないもの	省令第 8 条第 10 号
	ロ 高さが 2 メートル以下かつ面積が 500 平方メートルを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 30 センチメートルを超えないもの	
	ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの	

注 1) 森林作業路網に関する工事(林道及び森林作業道等)については、林野庁 HP「盛土規制法の規制対象外等について(森林・林業関係)」を参照してください。

解説 許可不要となる工事の施工に付随して行われる土石の堆積について

下記事項に留意して、許可不要となるか判断します。

許可不要とした場合、許可不要の条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、堆積期間、管理体制、搬出予定先等を記した看板の掲示をお願いします。

【工事の施工に付随して行われる土石の堆積】

主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指します。

【工事に使用する土石】

工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指しますが、これに加え、工所用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含みます。

【工事の現場】

工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあっては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱います。

【工事の現場の付近】

本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

【許可不要の期間】

本体工事の期間中については許可不要です。また、土石の搬出先となる残土処理場や流用先の工事との関係等により、やむを得ず本体工事期間後も土石の堆積を継続するものについては、引き続き許可不要となります。

【やむを得ない場合の例】

- ・予期しない工事の計画変更
- ・相当な期間を空けずに流用先の工事を開始
- ・特定の工事で土石を活用することが明らか

1-6 許可の特例について(国県市が行う工事及び開発許可)

(1) 国、県、政令市、中核市が行う工事(法第 15 条第 1 項、法第 34 条第 1 項)

国、県、政令市、中核市が行う工事であっても許可の対象となりますが、市長との協議が成立することをもって、許可があったものとみなされます。

また、協議が成立した工事については、許可を受けたものと同様の規定が適用されます。

(2) 開発許可の取り扱い(法第 15 条第 2 項、法第 34 条第 2 項)

都市計画法第 29 条に基づく開発許可を受けて行う開発行為が、法の許可を要する規模に該当する場合、当該開発行為は、法の許可を受けたものとみなされ、許可申請及び届出は不要となります。(通称、みなし許可)

ただし、当該開発行為は、都市計画法の基準に加え、盛土規制法の基準にも適合する必要があるため、表 1-7 の内容が追加となります。

表 1-7 開発許可によるみなし許可時に追加となる内容

内容	盛土規制法の条項	備考
工事主の資力信用 工事施行者の能力	法第 12 条第 2 項第 2、3 号 法第 30 条第 2 項第 2、3 号	都市計画法第 33 条第 1 項第 12、13 号の規定に従う (自己の居住用及び自己の業務用(小)でも審査対象となる)
工事の技術的基準 設計者の資格	法第 13 条、第 31 条	都市計画法第 33 条第 1 項第 7 号により盛土規制法の規定を適用
中間検査	法第 18 条、第 37 条	
定期の報告	法第 19 条、第 38 条	
監督処分	法第 20 条、第 39 条	
標識の掲示	法第 49 条	都市計画法施行細則にも規定

2 工事の技術基準及び設計資格者

2-1 宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事の技術基準

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において行われる、宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事は、政令で定める技術的基準及び国の「盛土等防災マニュアル」に従い、盛土等の設置その他災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものである必要があります。

【宅地造成又は特定盛土等に関する工事の技術的基準】

表 2-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

技術的基準	政 令	内 容
地盤について講ずる措置に関するもの	第 7 条第 1 項 第 1 号	盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水または地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第 7 条第 1 項 第 2 号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策(段切りその他の措置)について
	第 7 条第 2 項 第 1 号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第 7 条第 2 項 第 2 号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第 12 条各号の土地において、高さ 15m を超える盛土部地盤の安定の確認(土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算)について
	第 7 条第 2 項 第 3 号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策(地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置)について
擁壁の設置に関するもの	第 8 条	擁壁の設置が必要な崖面等について
	第 9 条～ 第 13 条	擁壁の構造について (鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造)
	第 17 条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について(注 1)
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第 14 条 第 1 項第 1 号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第 14 条 第 1 項第 2 号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第 15 条 第 1 項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について(石張り、芝張り、モルタル吹付け等)
	第 15 条 第 2 項	地表面(注 2)の雨水その地表水による侵食からの保護について(植栽、芝張り、板柵工等)
排水施設の設置に関するもの	第 16 条	排水施設の構造、機能について

注 1：国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

注 2：特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。(政令第 18 条)

【土石の堆積に関する工事の技術基準】

表 2-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準

技術的基準	政 令	内 容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第 19 条第 1 項 第 1 号	勾配の制限について(勾配 1/10 以下)
	第 19 条第 1 項 第 2 号	地表水または地下水による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第 19 条第 1 項 第 3 号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第 19 条第 1 項 第 4 号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第 19 条第 1 項 第 5 号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第 19 条 第 2 項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第 19 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の適用除外について

2-2 設計者の資格

(法第 13 条第 2 項、第 31 条第 2 項)

専門的知識及び経験を必要とする工事の設計のためには、一定の資格が求められます。

(1) 資格を有する者の設計によらなければならない工事(政令第 21 条、第 31 条)

- ・高さが 5 メートルを超える擁壁の設置
- ・盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 平方メートルを超える土地における排水施設の設置

(2) 設計者に必要となる資格(政令第 22 条、省令第 35 条、建設省告示第 1005 号)

必要な資格は、表 2-3 のとおりです。

なお許可申請時には、設計者の資格に関する申告書(市細則様式第 1 号)に資格を有することを証する書類写しを添付してください。

表 2-3 設計者に必要となる資格

学歴	土木または建築の技術に関する実務経験年数
大学の土木・建築課程を卒業したもの	2 年以上
短期大学(3 年制)の土木・建築課程を卒業したもの	3 年以上
短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業したもの	4 年以上
高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業したもの	7 年以上
土木・建築の技術に関し、10 年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者	10 年以上
大学院等で土木・建築関係を 1 年以上専攻した者	1 年以上
技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者 (技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行の際、現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)とするものに合格した者を含む。)	-
建築士法による一級建築士の資格を有する者	-

3 宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事の許可申請について

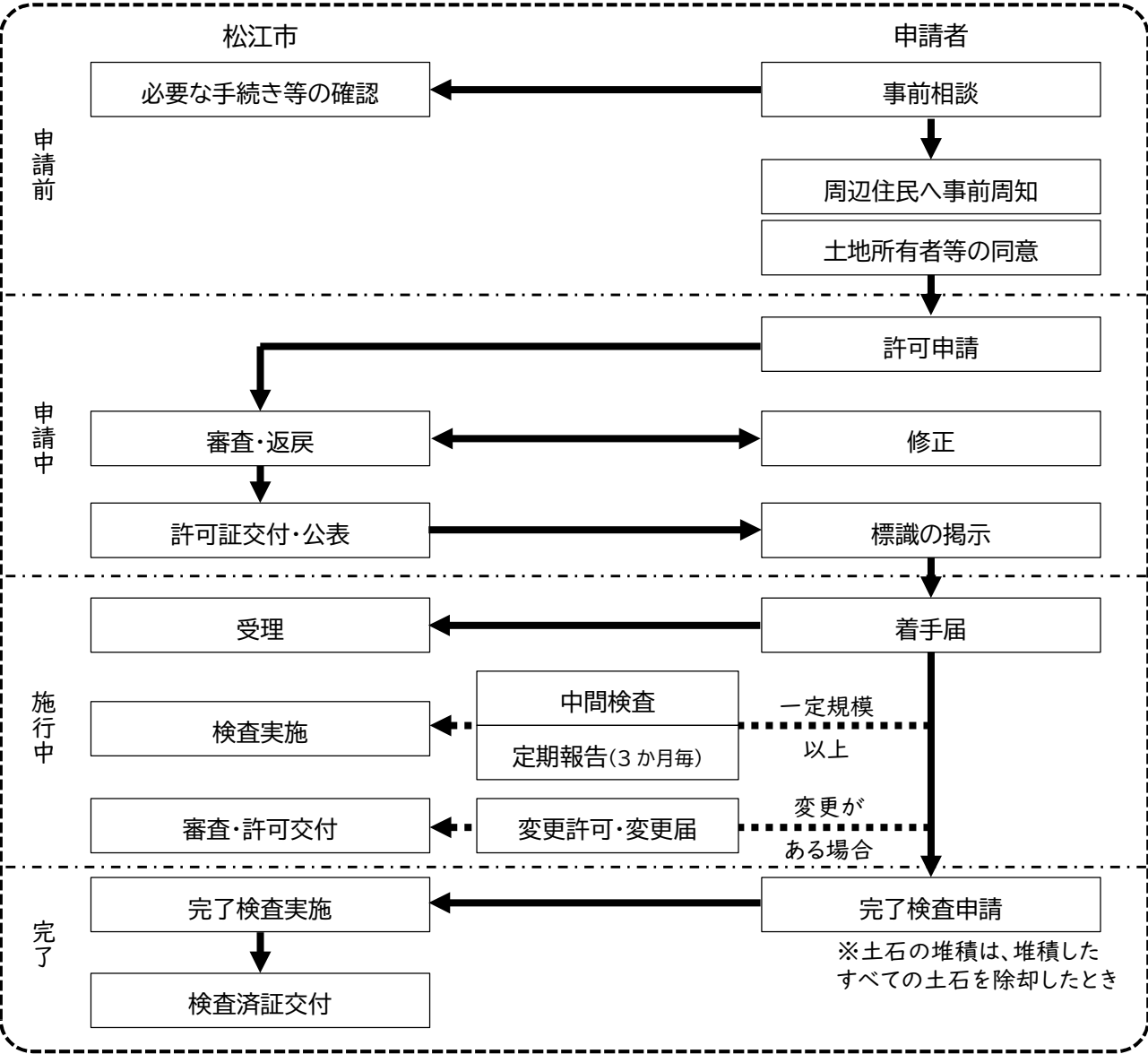


図3－1 許可申請から工事完了までの概要

3-1 住民への事前周知

(法第11条、法第29条)

工事主は、工事の許可の申請にあたり、あらかじめ工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知する必要があります。

(1) 周知の方法(省令第6条、第62条)

次のいずれかの方法により行ってください。

- ①説明会の開催
- ②書面の配布
- ③工事を行う土地またはその周辺の適当な場所での掲示、かつインターネットへの掲載

※災害が生ずる恐れが特に大きい土地での工事(政令第7条第2項第2号、省令第12条)

災害が生ずる恐れが特に大きい土地(溪流等)において、15mを超える盛土をする場合、上記「①説明会の開催」が必須となります。

(該当する可能性がある場合、必ず事前に許可申請担当課へ協議を行ってください。)

(2) 周知する工事の具体的な内容

周知する工事の具体的な内容は、周知の方法によらず、表3-1の内容を含んでください。

表3-1 周知する工事の具体的な内容

区分	項目
宅地造成 又は 特定盛土等	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量 ⑧その他松江市が必要と認める事項
土石の堆積	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量 ⑧その他松江市が必要と認める事項

(3) 住民への周知を行う範囲設定

周知を行う範囲は、表 3-2 を参考に、盛土等の規模や地形等から判断される影響の想定される範囲を設定してください。

表 3-2 工事について住民への周知を行う範囲として想定される考え方

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲として想定される考え方の例
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	○盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さhに対して水平距離$2h$の範囲（下図 L の範囲） ○盛土等を行う土地の隣接地 ○盛土等を行う土地の境界から水平距離数十メートル程度の範囲 ○盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲
腹付け盛土	○盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離$5h$の範囲（下図 I の範囲） ○盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離 50 メートル～数百メートル程度の範囲 ○上記範囲の中に全部または一部が含まれる自治会等の範囲
①溪流等における高さ 15m 超の盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図 I の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	○下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲（下図を参照） ○上記範囲の中に全部または一部が含まれる自治会等の範囲

(4) 提出書類

許可申請時には、周辺住民への周知を行ったことを証する書類として以下の書類を提出してください。

- ①周知の範囲
- ②周知結果が分かる書類
- ③周知方法ごとに必要な書類

詳細は、「許可申請に必要な添付書類」を参照してください。

3-2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請

(法第12条、法第30条)

宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域において、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行う場合は、工事主は当該工事に着手する前に許可を受ける必要があります。

(1) 許可申請書(省令第7条第1項、省令第63条第1項)

許可を受けようとするものは、省令「別記様式第二」の申請書に必要な書類(表3-3及び表3-4)を添付して提出する必要があります。

申請書提出部数:2部(正本1部、副本1部)

許可申請手数料:表7-1を参照

標準処理期間:原則として申請のあった日から30日

(2) 申請書の記載内容の注意事項

① 土地の所在及び地番(代表地点の緯度経度)

- ・申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載してください。
- ・代表地点の緯度経度は、申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については少数第二位を四捨五入し、少数第一位までを記載してください。

② 土地の面積

- ・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。

③ 工事着手前の土地利用状況

- ・工事前後の土地利用について、「宅地」、「農地等」または「公共施設用地」のうち該当するものを記載してください。どれに該当するかは「[1-2用語の定義](#)」を参照してください。

④ 工事完了後の土地利用

- ・建築物等の建築の有無等の具体的な内容まで記載してください。

⑤ 盛土のタイプ

- ・次の分類から選択してください。

平地盛土	勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
腹付け盛土	勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
谷埋め盛土	谷や沢を埋め立てて行う盛土

⑥ 土地の地形

- ・「溪流等」とは、次に該当する土地をいいます。(政令第7条第2項第2号、省令第12条)

I. 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

Ⅱ. 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地

Ⅲ. Ⅰ、Ⅱの土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれ大きい土地

・「溪流等」の範囲とは、溪床 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が 25メートル以内の範囲を基本とします。

※谷地形部での工事など、「溪流等」に該当する可能性がある場合は、事前に許可申請担当課と協議してください。

⑦盛土又は切土をする土地の面積

・許可申請の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土をする土地の面積であって、申請手数料の額を判定する面積となります。

⑧その他必要な事項

- ・他法令による許認可の状況をすべて記入してください。
- ・造成後の地形が土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域等の指定要件に該当するかどうか必要に応じて確認を行い、当該設計に反映した内容等をこの欄に記入してください。

(参考) 緯度、経度の調べ方

国土地理院の地理院地図から以下の手順で確認することができます。

(国土地理院のホームページ <https://www.gsi.go.jp/>)

1. 「地理院地図を見る」をクリック
2. 調べたい場所まで中心点(+のマーク)を持ってくる
3. 画面左下の座標値を確認する。

(非表示になっている場合ときは、左下の矢印マークをクリックすると情報が表示されます。)



(3) 許可申請に必要な添付書類

表 3-3 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請に必要な書類

順序	書類名		備考	様式
1	許可申請書			省令別記 様式第 2
2	構造計算書		(鉄筋 CON 造又は無筋 CON 造の擁壁を設置する場合) 擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載 地上高さ5m超えの擁壁の場合、地震時の照査も行うこと(設計水平震度は 中規模地震 0.20、大規模地震 0.25 にそれぞれ地域別補正係数 0.9 を乗 じた値)	
3	盛土の安定計算書		(渓流等における高さ 15m 超の盛土、谷埋め型大規模盛土造成地、腹付け 型大規模盛土造成地に該当する場合は必須) 土質試験等に基づく地盤の安定計算	
4	崖面の安定計算書		(崖面を擁壁で覆わない場合は必須) 土質試験等に基づく地盤の安定計算	
5	設計者の資格を証する書類		以下のどちらかに該当する場合必要 ○ 高さが 5m を超える擁壁の設置 ○ 盛土又は切土する土地の面積が 1,500 m ² を超える土地における排水施 設の設置	
	①	設計者の資格に 関する申告書	「2-2 設計者の資格」を参照	市細則 様式第 1 号
	②	資格等を有することを 証する書類の写し	申告書に記載した学歴及び実務経験を証する書類 (例:卒業証明書、実務経歴証明書、資格、免許等の写し)	
6	現況写真		・全景(上空からの写真など) ・盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を 明らかにする写真 ・盛土又は切土をしようとする土地を朱線で枠取り	
7	工事主の資力・信用に 関する書類			
	①	資金計画書	・工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書 (収支計画、年度別資金計画)	省令別記 様式第 3
	②	預金残高証明書 (自己資金の場合)		
	③	融資証明書 (借入金の場合)	以下の内容を明記すること ○ 当該事業の資金であること ○ 申請地の地名 ○ 融資時期(工事着手までに融資が開始されること) 融資元が金融機関でない場合は、融資証明書に融資元の実印を押印し、印 鑑証明書及び預金残高証明書を添付	
	④	盛土規制法に違反してい ない旨等の誓約書	破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約	市細則 様式第 4 号
	⑤	暴力団等に該当しない旨 の誓約書	暴力団員との関係を有しないことの誓約	市細則 様式第 5 号
	⑥ 個人 の 場 合	工事主の氏名及び 住所を証する書類	住民票の写し又は個人番号カードの写し(個人番号を黒塗り)	
		工事主の資力及び 信用に関する申告 書	直前 1 年間の所得税の納付すべき額を記載	市細則 様式第 3 号

順序	書類名			備考	様式
			納税証明書	直前 1 年間の所得税の納税証明書	
7	⑥	法人の場合	登記事項証明書	法人の登記事項証明書 法務局で取得した登記官の証明印があるもので原則申請日より3か月以内のものを添付(正本はコピー不可、副本はコピーでよい)	
			役員の氏名及び住所を証する書類	住民票の写し、個人番号カードの写し(個人番号を黒塗り)	
			工事主の資力及び信用に関する申告書	直前 1 年間の法人税の納付すべき額を記載 事業経歴を記載	市細則 様式第 3 号
			納税証明書	直前 1 年間の法人税の納税証明書	
			区域内の土地所有者等の同意		
8	①	法務局備付の地図(公図)の写し	法務局で取得した登記官の証明印があるもので原則申請日より3か月以内のもの(正本はコピー不可、副本はコピーでよい) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の範囲は朱線で枠どり、方位の表示、里道は赤、水路は青で着色		
	②	土地調書	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の範囲及び隣接にある筆を記載	参考様式 第 1 号	
	③	土地の登記事項証明書	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の範囲の土地の登記事項証明書 法務局で取得した登記官の証明印があるもので原則申請日より3か月以内のものを添付(正本はコピー不可、副本はコピーでよい)		
	④	土地所有者等の同意書	・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の範囲の土地について、以下の権利者すべての同意を得たことを証する書類 ①土地の所有権、地上権、質権(当該土地を占有する不動産質権者に限る)、賃借権、使用貸借権を有する者 ② ①のほか、使用収益権(永小作権、地役権(内容に応じて同意が必要か判断)等)を有する者 ・土地一筆ごとの欄を作成し、署名すること ・同意書が個人の場合は「同意年月日、権利者の住所氏名」欄は全て自署とする。また自署でない場合は実印の押印、印鑑証明書の添付 ・印鑑証明書の発行日と施行同意欄の日付は原則申請日より3か月以内 ・変更許可申請を行う際、新たに区域に入る土地がある場合は、その部分についての同意を取得	市細則 様式第 2 号	
9	周辺住民への周知を行ったことを証する書類		説明会、書面配布、掲示及びインターネットへの掲載のいずれかによって周知を行う。(3-1 住民への事前周知を参照) ただし、溪流等に該当し、15m 以上の盛土をする場合は、説明会が必須		
	①	住民周知の範囲	範囲の設定根拠を記載すること		
	②	周知結果が分かる書類	周知方法、周知に対する意見の有無、有の場合の対応方針等を記載		
	③	説明会	開催の周知範囲が分かる位置図等	開催周知方法を記載	
			開催案内文		
			開催結果が分かる資料	開催日時、場所、参加人数、開催状況がわかる写真、説明会資料、議事録または議事要約、住民からの意見など	
書	配布した書面				

順序	書類名			備考	様式
		面配布	配布範囲が分かる位置図等		
9	③	掲示・ネット	掲示場所が分かる位置図等		
			掲示状況の写真		
			閲覧ページの写し（URL 含む）		
10	工事施行者の必要な能力に関する書類				
	①	工事施行者の登記事項証明書		法務局で取得した登記官の証明印があるもので申請日より3か月以内のものを添付（正本はコピー不可、副本はコピーでよい）	
	②	工事施行者の能力に関する申告書			市細則 様式第 6 号
	③	建設業の許可証明書の写し			
11	土量計算書				
12	水利計算書			（必要に応じて作成） 水利計算書、排水系統図、排水端末の接続許可を称する書類など	
13	工程表				
14	他法令の手続き状況が確認できる書類			例：農地転用許可、林地開発許可	
15	地盤調査資料			（必要に応じて作成）	
16	その他市長が必要と認める書類			法に規定する基準に適合していることを証する書類等	

表 3-4 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請に必要な図面

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
位置図	1/10,000 以上	方位、道路、目標となる地物
地形図	1/2,500 以上	方位、土地の境界線 等高線は、二メートルの標高差を示すものとする
土地の平面図	1/2,500 以上	方位、土地の境界線、盛土又は切土をする土地の部分、 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、 グラウンドアンカーその他の土留の位置
土地の断面図	1/2,500 以上	盛土又は切土をする前後の地盤面
排水施設の平面図	1/500 以上	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、 勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称
崖の断面図	1/50 以上	崖の高さ、勾配、 土質(土質の種類が 2 以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、 盛土又は切土をする前の地盤面、 崖面の保護の方法
擁壁の断面図	1/50 以上	擁壁の寸法及び勾配、 擁壁の材料の種類及び寸法、 裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、 擁壁を設置する前後の地盤面、 基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法
擁壁の背面図	1/50 以上	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法
崖面崩壊防止施設の断面図	1/50 以上	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、 崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、 崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、 基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法
崖面崩壊防止施設の背面図	1/50 以上	崖面崩壊防止施設の寸法、 水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法
求積図	1/500 以上	盛土又は切土する土地の部分
排水施設構造図	1/50 以上	排水施設の詳細図
防災工事計画平面図	1/500 以上	(必要に応じて作成) 路面、路盤の詳細、舗装構成、マンホールの形状、雨水ます、取付管の形状、防災施設の位置、形状、寸法及び名称、段切位置、表土除去位置、流土計画、工事中の雨水排水経路、凡例
防災施設構造図	1/500 以上	(必要に応じて作成) 防災工事において設置される施設の詳細
その他の構造詳細図		その他必要と思われるもの

3-3 土石の堆積に関する工事の許可申請

宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域において、土石の堆積に関する工事を行う場合は、工事主は当該工事に着手する前に許可を受ける必要があります。

(1) 許可申請書 (省令第7条第2項、省令第63条第2項)

許可を受けようとするものは、省令「別記様式第四」の申請書に必要な書類(表 3-5 及び表 3-6)を添付して提出する必要があります。

申請書提出部数:2部(正本1部、副本1部)

許可申請手数料:表 7-2 を参照

標準処理期間:原則として申請のあった日から14日

(2) 申請書の記載内容の注意事項

① 土地の所在及び地番(代表地点の緯度経度)

- ・申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載してください。
- ・代表地点の緯度経度は、申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については少数第二位を四捨五入し、少数第一位までを記載してください。

② 土地の面積

- ・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。

③ 工事の目的

- ・土石の堆積については、土石の出入りを頻繁に行うものや、一過性のもの等の多様な形態が想定されます。特定の工事に付随して期間が限定されるものか、特定の工事に付随せず一定期間運営するものか等について具体的に記載してください。特定の工事に付随するものである場合、その工事の期間についても記載してください。

④ 工程の概要

- ・工程の概要として、年間の搬入、搬出量等を記載してください。

⑤ 土石の堆積の期間

- ・土石の堆積に関する工事の期間は5年以内としてください。許可期間を超える場合は、変更許可の手続きが必要となります。

⑥ 土石の堆積をする土地の面積

- ・許可申請の対象となる土地の面積、即ち、土石の堆積をする土地の面積であって、申請手数料の額を判定する面積となります。

⑦ その他必要な事項

- ・他法令による許認可の状況をすべて記入してください。

・造成後の地形が土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域等の指定要件に該当するかどうか必要に応じて確認等を行い、当該設計に反映した内容等をこの欄に記入してください。

(3) 許可申請に必要な書類

表 3-5 土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類

順序	書類名	備考	様式
1	許可申請書		省令別記 様式第 4
2	堆積土石の崩壊を防止するための措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等 (堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合)	土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が 1/10 以下であるものに限る)を有する堅固な構造物を設置する措置等、堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置(省令32条)の内容が、適切であることを証する書類 例: 構台等の設計書、周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画、堆積箇所配置及び空地確保に関する計画	
3	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等 (土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合)	次の①か②のいずれかの措置(省令34条)の内容が、適切であることを証する書類 ① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等(土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない)を設置すること ② 次に掲げる全ての措置 ・ 堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること等、堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置 例: 鋼矢板の設計書、土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画、土石の傾斜部の安定化に関する計画	
4	現況写真	・ 全景(上空からの写真など) ・ 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ・ 土石の堆積を行おうとする土地を朱線で枠取り	
5	工事主の資力・信用に関する書類		
	① 資金計画書	・ 工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書(収支計画、年度別資金計画)	省令別記 様式第 5
	② 預金残高証明書(自己資金の場合)		
	③ 融資証明書(借入金の場合)	以下の内容を明記すること ○ 当該事業の資金であること ○ 申請地の地名 ○ 融資時期(工事着手までに融資が開始されること) 融資元が金融機関でない場合は、融資証明書に融資元の実印を押印し、印鑑証明書及び預金残高証明書を添付	
	④ 盛土規制法に違反していない旨等の誓約書	破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約	市細則 様式第 4 号
	⑤ 暴力団等に該当しない旨の誓約書	暴力団員との関係を有しないことの誓約	市細則 様式第 5 号

順序	書類名			備考	様式
5	⑥	個人の場合	工事主の氏名及び住所を証する書類	住民票の写し又は個人番号カードの写し(個人番号を黒塗り)	
			工事主の資力及び信用に関する申告書	直前1年間の所得税の納付すべき額を記載	市細則 様式第3号
			納税証明書	直前1年間の所得税の納税証明書	
	⑥	法人の場合	登記事項証明書	法人の登記事項証明書 法務局で取得した登記官の証明印があるもので原則申請日より3か月以内のものを添付(正本はコピー不可、副本はコピーでよい)	
			役員の氏名及び住所を証する書類	住民票の写し、個人番号カードの写し(個人番号を黒塗り)	
			工事主の資力及び信用に関する申告書	直前1年間の法人税の納付すべき額を記載 事業経歴を記載	市細則 様式第3号
			納税証明書	直前1年間の法人税の納税証明書	
6	区域内の土地所有者等の同意				
	①	法務局備付の地図(公図)の写し	法務局で取得した登記官の証明印があるもので原則申請日より3か月以内のもの(正本はコピー不可、副本はコピーでよい) 土石の堆積に関する工事の範囲は朱線で枠どり、方位の表示、里道は赤、水路は青で着色		
	②	土地調書	土石の堆積に関する工事の範囲内及び隣接にある筆を記載	参考様式 第1号	
	③	土地の登記事項証明書	土石の堆積に関する工事の範囲の土地の登記事項証明書 法務局で取得した登記官の証明印があるもので原則申請日より3か月以内のもの(正本はコピー不可、副本はコピーでよい)		
	④	土地所有者等の同意書	・土石の堆積に関する工事の範囲の土地について、以下の権利者全ての同意を得たことを称する書類 ①土地の所有権、地上権、質権(当該土地を占有する不動産質権者に限る)、賃借権、使用貸借権を有する者 ② ①のほか、使用収益権(永小作権、地役権(内容に応じて同意が必要か判断)等)を有する者 ・土地一筆ごとの欄を作成し、署名すること ・同意書が個人の場合は「同意年月日、権利者の住所氏名」欄は全て自署とする。また自署でない場合は実印の押印、印鑑証明書の添付 ・印鑑証明書の発行日と施行同意欄の日付は、原則申請日より3か月以内 ・変更許可申請を行う際、新たに区域に入る土地がある場合は、その部分についての同意を取得	市細則 様式第2号	
7	周辺住民への周知を行ったことを証する書類		説明会、書面配布、掲示及びインターネットへの掲載のいずれかによって周知を行う。(3-1 住民への事前周知を参照) ただし、溪流等に該当し、15m以上の盛土をする場合は、説明会が必須		
	①	住民周知の範囲	範囲の設定根拠を記載すること		
	②	周知結果が分かる書類	周知方法、周知に対する意見の有無、有の場合の対応方針等を記載		
	③	説明会	開催の周知範囲が分かる位置図等	開催周知方法を記載	
			開催案内文		
開催結果が分かる資料			開催日時、場所、参加人数、開催状況がわかる写真、説明会資料、議事録または議事要約、住民からの意見など		

順序	書類名			備考	様式
7	③	書面配布	配布した書面		
			配布範囲が分かる位置図等		
		掲示・ネット	掲示場所が分かる位置図等		
			掲示状況の写真		
			閲覧ページの写し (URL 含む)		
8	工事施行者の必要な能力に関する書類				
	①	工事施行者の登記事項証明書	法務局で取得した登記官の証明印があるもので原則申請日より3か月以内のもの(正本はコピー不可、副本はコピーでよい)		
	②	工事施行者の能力に関する申告書			市細則 様式第6号
	③	建設業の許可証明書の写し			
9	工程表				
10	他法令の手続き状況が確認できる書類			例:農地転用許可、林地開発許可	
11	その他市長が必要と認める書類			法に規定する基準に適合していることを証する書類等	

表 3-6 土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図面

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
位置図	1/10,000 以上	方位、道路、目標となる地物
地形図	1/2,500 以上	方位、土地の境界線 等高線は、二メートルの標高差を示すものとする
土地の平面図	1/500 以上	方位、土地の境界線、 勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、 空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。
土地の断面図	1/500 以上	土石の堆積を行う土地の地盤面 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
求積図	1/500 以上	土石の堆積を行う土地の部分
排水施設構造図	1/50 以上	(必要に応じて作成) 排水施設の詳細図
その他の構造詳細図		その他必要と思われるもの

4 許可後から完了まで

4-1 許可の公表について

(法第 12 条第 4 項、法第 30 条第 4 項)

許可後、許可の内容を公表することになります。公表は、松江市ホームページにて行います。

表 4-1 公表する事項

工事主の氏名又は名称
工事が施行される所在地
工事が施行される土地の位置図
工事の許可年月日及び許可番号
工事施行者の氏名又は名称
工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

4-2 着手及び標識の掲示

(1) 工事の着手届(市細則第 5 条)

許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事に着手したときは、工事の着手届を速やかに届け出る必要があります。

表 4-2 着手時に提出する書類

書類名	備考	様式
工事の着手届		市細則様式第 7 号
工程表		市細則様式第 8 号
現況写真	・全景 ・標識の設置状況を明らかにする写真 ・記載内容が確認できる写真	

(2) 標識の掲示(法第 49 条)

許可を受けた工事主は、当該許可に係る土地の見やすい場所に、必要事項を記載した標識を掲げる必要があります。

表 4-3 標識の様式

宅地造成、特定盛土等に関する工事	省令別記様式第 23
土石の堆積に関する工事	省令別記様式第 24

表 4-4 掲示すべき内容

工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
工事の許可年月日及び許可番号
工事施行者の氏名又は名称
現場管理者の氏名又は名称
工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
許可又は届出を担当した松江市の部局の名称及び連絡先

4-3 変更許可 及び 軽微な変更届出

(法第 16 条、法第 35 条)

(1) 変更許可 (法第 16 条、法第 35 条)

工事の許可を受けた工事主は、許可に係る工事の計画を変更する場合、軽微な変更を除き、変更許可が必要となります。

表 4-5 変更許可申請に必要な書類

工事種別	宅地造成、特定盛土等に関する工事	土石の堆積に関する工事
書類名	変更許可申請書(別記様式第 7)	変更許可申請書(別記様式第 8)
	変更する事項の一覧(変更内容とその理由を記載)	
	土地の平面図に、変更箇所を旗揚げして朱書きした図面	
	表 3-3 及び表 3-4 に掲げる書類のうち 変更されるもの	表 3-5 及び表 3-6 に掲げる書類のうち 変更されるもの

※土石の堆積に関する工事について、許可の日から 5 年を超えて土石を堆積しようとする場合は、当該許可の日から 5 年が経過する前に、堆積期間の延長に関する変更許可を受ける必要があります。

※変更許可後、当初と同様、許可内容を松江市ホームページにて公表します。

(2) 軽微な変更について(省令第 38 条、省令第 68 条)

表 4-6 に該当する変更は、軽微な変更となり、変更許可ではなく、変更届の対象となります。

表 4-6 軽微な変更に応当する内容

工事種別	宅地造成、特定盛土等に関する工事	土石の堆積に関する工事
軽微な変更に応当する内容	工事主の氏名、名称、住所の変更	工事主の氏名、名称、住所の変更
	設計者の氏名、名称、住所の変更	設計者の氏名、名称、住所の変更
	工事施行者の氏名、名称、住所の変更	工事施行者の氏名、名称、住所の変更
	工事の着手予定年月日	当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えない工事の着手予定年月日
	工事の完了予定年月日	当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えない工事の完了予定年月日

(3) 変更届について (法第 16 条第 2 項、法第 35 条第 2 項)

工事の許可を受けた工事主は、軽微な変更をしたときは、その旨を届け出る必要があります。

表 4-7 軽微な変更の届出に必要な書類

工事種別	共通
書類名	軽微な変更届出書(市細則様式第 10 号)
	変更内容が確認できる書類

4-4 定期報告

(法第 19 条、法第 38 条)

一定規模以上の工事に関しては、工事の実施状況について3 か月ごとに、報告をする必要があります。定期報告は、定期報告書(市細則様式第 11 号または第 12 号)に必要事項を記載の上、工事をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他必要な書類を添付して提出してください。

表 4-8 定期報告が必要な規模

<宅地造成又は特定盛土等>

要件	①盛土で高さが 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

<土石の堆積>

要件	⑥最大時に堆積する高さが かつ面積が 5m超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

表 4-9 定期報告事項

工事種別	報告事項
共通	工事が施行される土地の所在地 工事の許可年月日及び許可番号 前回の報告年月日(2 回目以降)
宅地造成又は特定盛土等	報告の時の盛土又は切土の高さ 報告の時の盛土又は切土の面積 報告の時の盛土又は切土の土量 報告の時の擁壁等の工事の施行状況
土石の堆積	報告の時の土石の堆積の高さ 報告の時の土石の堆積の面積 報告の時の堆積されている土石の土量 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

4-5 中間検査

(法第 18 条、法第 37 条)

一定規模以上の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けた工事主は、許可基準に沿って安全対策が行われているか確認するため、特定工程を含む場合に、施行中の中間検査を実施します。

中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工することができません。

表 4-10 中間検査が必要な規模

<宅地造成又は特定盛土等>

要件	①盛土で高さが 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

(1) 中間検査の対象となる特定工程(政令第 24 条、政令第 32 条)

・盛土をする前の地盤面または切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事

(2) 中間検査の流れ

① 中間検査申請(省令別記様式第 13)

※特定工程完了後、4 日以内に申請してください。

② 中間検査の実施

※事前に検査日の日程を調整してください。

③ 中間検査合格証の交付

④ 特定工程後の工程に係る工事の着手

(3) 着工制限(法第 18 条第 3 項、法第 37 条第 3 項)

以下の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工することができません。

・排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事

4-6 完了検査または完了確認

(法第 17 条、法第 36 条)

工事完了後、当該工事が許可の内容に適合しているか確認するため、宅地造成又は特定盛土等に関する工事は「完了検査」、土石の堆積に関する工事は「完了確認」を受ける必要があります。

(1) 完了検査または完了確認の流れ

①検査または確認の申請

(宅地造成又は特定盛土等：省令別記様式第 9)

(土 石 の 堆 積：省令別記様式第 11)

※どちらも工事完了後、4 日以内に申請してください。

※土石の堆積は、堆積したすべての土石を除却したときが完了となります。

②検査または確認の実施

※事前に検査日の日程を調整してください。

③検査済証または確認済証を交付

5 宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事の届出について

特定盛土等規制区域において行われる工事のうち、許可申請が必要な規模には至らないが、下表の規模に該当する宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、工事に着手する 30 日前までに届出が必要です。

表 5-1 届出が必要な工事の規模（特定盛土等規制区域内に限る）

<宅地造成又は特定盛土等>

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの（①～④を除く）
イメージ図					

<土石の堆積>

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
イメージ図		

※届出内容について、災害防止のために必要があるときは、工事の計画の変更その他必要な措置をとるように勧告、命令する場合があります。

5-1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出

（法第 27 条第 1 項）

（1）届出書（省令第 58 条第 1 項）

届出をしようとするものは、省令「別記様式第 19」の届出書に必要な書類を添付して、工事に着手する 30 日前までに提出する必要があります。

届出書提出部数：1 部

（2）届出書の記載内容の注意事項

3-2（2）の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書の記載内容の注意事項を参照してください。

(3) 届出書に必要な添付書類

表 5-2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に必要な書類

順序	書類名		備考	様式
1	届出書			省令別記 様式第 19
2	現況写真		・全景(上空からの写真など) ・盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ・盛土又は切土をしようとする土地を朱線で枠取り	
3	個人の場合	工事主の氏名及び住所を証する書類	住民票の写し又は個人番号カードの写し(個人番号を黒塗り)	
	法人の場合	登記事項証明書	法人の登記事項証明書 法務局で取得した登記官の証明印があるもので原則申請日より3か月以内のもの	
		役員の氏名及び住所を証する書類	住民票の写し、個人番号カードの写し(個人番号を黒塗り)	
4	法務局備付の地図(公図)の写し		法務局で取得した登記官の証明印があるもので原則申請日より3か月以内のもの 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の範囲は朱線で枠どり、方位の表示、里道は赤、水路は青で着色	
5	土地調書		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の範囲及び隣接にある筆を記載	参考様式 第 1 号
6	土量計算書			
7	工程表			
8	他法令の手続き状況が確認できる書類		例:農地転用許可、林地開発許可	
9	その他市長が必要と認める書類			

表 5-3 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に必要な図面

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
位置図	1/10,000 以上	方位、道路、目標となる地物
地形図	1/2,500 以上	方位、土地の境界線 等高線は、二メートルの標高差を示すものとする
土地の平面図	1/2,500 以上	方位、土地の境界線、盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカーその他の土留の位置
土地の断面図	1/2,500 以上	盛土又は切土をする前後の地盤面
排水施設の平面図	1/500 以上	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
崖の断面図	1/50 以上	崖の高さ、勾配、 土質(土質の種類が 2 以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、 盛土又は切土をする前の地盤面、 崖面の保護の方法
擁壁の断面図	1/50 以上	擁壁の寸法及び勾配、 擁壁の材料の種類及び寸法、 裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、 擁壁を設置する前後の地盤面、 基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置、材料及び寸法
擁壁の背面図	1/50 以上	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法
崖面崩壊防止施設の断面図	1/50 以上	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、 崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、 崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、 基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法
崖面崩壊防止施設の背面図	1/50 以上	崖面崩壊防止施設の寸法、 水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法
求積図	1/500 以上	盛土又は切土する土地の部分
排水施設構造図	1/50 以上	排水施設の詳細図
その他の構造詳細図		その他必要と思われるもの

5-2 土石の堆積に関する工事の届出

(法第 27 条第 1 項)

(1)届出書(省令第 58 条第 1 項)

届出をしようとするものは、省令「別記様式第 20」の届出書に必要な書類を添付して、工事に着手する 30 日前までに提出する必要があります。

届出書提出部数: 1 部

(2)届出書の記載内容の注意事項

3-3(2)の土石の堆積に関する工事の許可申請書の記載内容の注意事項を参照してください。

(3) 届出書に必要な添付書類

表 5-4 土石の堆積に関する工事の届出に必要な書類

順序	書類名		備考	様式
1	届出書			省令別記 様式第 20
2	現況写真		・全景(上空からの写真など) ・土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ・土石の堆積を行おうとする土地を朱線で枠取り	
3	個人の場合	工事主の氏名及び住所を証する書類	住民票の写し又は個人番号カードの写し(個人番号を黒塗り)	
	法人の場合	登記事項証明書	法人の登記事項証明書 法務局で取得した登記官の証明印があるもので原則申請日より3か月以内のものを添付(正本はコピー不可、副本はコピーでよい)	
		役員の氏名及び住所を証する書類	住民票の写し、個人番号カードの写し(個人番号を黒塗り)	
4	法務局備付の地図(公図)の写し		法務局で取得した登記官の証明印があるもので原則申請日より3か月以内のもの(正本はコピー不可、副本はコピーでよい) 土石の堆積に関する工事の範囲は朱線で枠どり、方位の表示、里道は赤、水路は青で着色	
5	土地調書		土石の堆積に関する工事の範囲内及び隣接にある筆を記載	参考様式 第 1 号
6	工程表			
7	他法令の手続き状況が確認できる書類		例:農地転用許可、林地開発許可	
8	その他市長が必要と認める書類			

表 5-5 土石の堆積に関する工事の届出に必要な図面

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
位置図	1/10,000 以上	方位、道路、目標となる地物
地形図	1/2,500 以上	方位、土地の境界線 等高線は、二メートルの標高差を示すものとする
土地の平面図	1/500 以上	方位、土地の境界線、 勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、 空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。
土地の断面図	1/500 以上	土石の堆積を行う土地の地盤面 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
求積図	1/500 以上	土石の堆積を行う土地の部分
排水施設構造図	1/50 以上	(必要に応じて作成) 排水施設の詳細図
その他の構造詳細図		その他必要と思われるもの

5-3 届出工事の着手及び変更

(1) 届出の公表について(法第27条第2項)

届出を受理した後、届出の内容を公表することになります。公表は、松江市ホームページにて行います。

表 5-6 公表する事項

工事主の氏名又は名称
工事が施行される所在地
工事が施行される土地の位置図
工事の届出年月日
工事施行者の氏名又は名称
工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

(2) 標識の掲示について(法第49条)

届出をした工事主は、当該届出に係る土地の見やすい場所に、必要事項を記載した標識を掲げる必要があります。

表 5-7 標識の様式

宅地造成、特定盛土等に関する工事	省令別記様式第23
土石の堆積に関する工事	省令別記様式第24

表 5-8 掲示すべき内容

工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
工事の届出年月日
工事施行者の氏名又は名称
現場管理者の氏名又は名称
工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

(3) 変更について(法第28条1項)

届出に係る工事の計画を変更する場合、変更後の工事に着手する日の30日前までに届出をする必要があります。なお、変更により許可対象規模の計画となった場合、変更届ではなく許可申請が必要となります。

表 5-9 変更の届出に必要な書類

工事種別	宅地造成、特定盛土等に関する工事	土石の堆積に関する工事
書類名	変更届出書(別記様式第 21)	変更届出書(別記様式第 22)
	変更する事項の一覧(変更内容とその理由を記載)	
	土地の平面図に、変更箇所を旗揚げして朱書きした図面	
	表 5-2 及び表 5-3 に掲げる書類のうち 変更されるもの	表 5-4 及び 5-5 に掲げる書類のうち 変更されるもの

※変更届出書を受理した後、当初と同様、届出内容を松江市ホームページにて公表します。

※届出内容について、災害防止のために必要があるときは、工事の計画の変更その他必要な措置をとるように
勧告、命令する場合があります。

6 その他届出が必要となる工事

6-1 規制区域指定の際の工事の届出(法第 21 条第 1 項、法第 40 条第 1 項)

盛土規制法に基づく規制開始日に宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事が施工中である場合、規制開始日から 21 日以内(令和 7 年 7 月 1 日~令和 7 年 7 月 22 日まで)に届出を行う必要があります。

(注 1) 都市計画法第 29 条の開発許可を得ている場合でも、届出の対象となります。

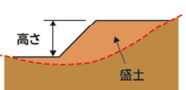
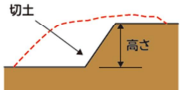
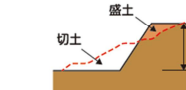
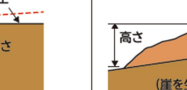
(注 2) 特定盛土等規制区域における届出対象規模の工事でも、届出の対象となります。

(1)届出対象となる工事

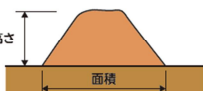
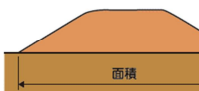
表 6-1 において**赤文字**に該当する規模の工事で、6 月 30 日以前に着手し、令和 7 年 7 月 1 日以降も行うもの

表 6-1 規制区域指定の際の届出が必要な工事の規模

<宅地造成又は特定盛土等>

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

<土石の堆積>

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

赤文字 届出が必要な工事の規模 **青文字** 追加で書類の添付が必要となる規模

(2)工事の届出に必要な書類

表6-1の**赤文字**に該当する規模の工事の場合、表6-2の書類を提出してください。

表 6-2 規制区域指定の際の工事の届出に必要な書類

書類の名称	備考
届出書	様式について (宅地造成又は特定盛土等)省令別記様式第15 (土石の堆積)省令別記様式第16
位置図	方位、道路、目標となる地物
現況写真	全景(上空からの写真など) 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真 盛土又は切土をしようとする土地を朱線で枠取り

(3) 工事の届出に追加となる書類

表6-1の青文字に該当する規模の工事の場合、表6-2の書類に加え、表6-3の書類を提出してください。

表 6-3 規制区域指定の際の工事の届出に追加で必要な書類

図面の種類	縮尺	明示すべき事項	
		宅地造成又は特定盛土等に関する工事	土石の堆積に関する工事
地形図	1/2,500以上	方位、土地の境界線 等高線は、二メートルの標高差を示すものとする	方位、土地の境界線 等高線は、二メートルの標高差を示すものとする
土地の平面図	1/2,500以上	方位、土地の境界線、 盛土又は切土をする土地の部分、 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、 地滑り抑止ぐい、 グラウンドアンカーその他の土留の位置	方位、土地の境界線、 勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、 空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容

(4) 届出書の記載内容の注意事項

① 土地の所在及び地番（代表地点の緯度経度）

- ・申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載してください。
- ・代表地点の緯度経度は、申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については少数第二位を四捨五入し、少数第一位までを記載してください。

② 土地の面積

- ・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。

③ 盛土のタイプ

- ・次の分類から選択してください。

平地盛土	勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
腹付け盛土	勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
谷埋め盛土	谷や沢を埋め立てて行う盛土

④ 「盛土又は切土をする土地の面積」または「土石の堆積を行う土地の面積」

- ・許可申請の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土または土石の堆積をする土地の面積の合計となります。

(5) 届出の公表について(法第 21 条第 2 項、法第 40 条第 2 項)

届出を受理した後、届出の内容を公表することになります。公表は、松江市ホームページにて行います。

表 6-4 公表する事項

工事主の氏名又は名称
工事が施行される所在地
工事が施行される土地の位置図
工事の届出年月日
工事施行者の氏名又は名称
工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

6-2 擁壁等を除却する工事の届出

(法第 21 条第 3 項、法第 40 条第 3 項)

宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域において、擁壁の除却等の工事を行う場合は、着手する14日前までに届出(省令別記様式第17)が必要となります。一部の除却であっても届出が必要です。

なお、工事の許可を受けている場合及び特定盛土等規制区域内での工事の届出をしている場合、届出書を提出する必要はありません。

(対象となる工事)

- ・高さが 2m を超えるものを除却する工事
- ・地表水等を排除するための排水施設を除却する工事
- ・地滑り抑止ぐい等を除却する工事

6-3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出

(法第 21 条第 4 項、法第 40 条第 4 項)

公共施設用地を宅地または農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に、届出(省令別記様式第18)が必要となります。なお、工事の許可を受けている場合及び特定盛土等規制区域内での工事の届出をしている場合、届出書を提出する必要はありません。

7 申請手数料

7-1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料

(1) 当初許可時の手数料

表 7-1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料

盛土又は切土をする土地の面積	手数料の額 (1 件につき)
500 平方メートル以内のもの	14,000 円
500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	21,000 円
1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	31,000 円
2,000 平方メートルを超え、3,000 平方メートル以内のもの	44,000 円
3,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの	60,000 円
5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	78,000 円
10,000 平方メートルを超え、20,000 平方メートル以内のもの	131,000 円
20,000 平方メートルを超え、40,000 平方メートル以内のもの	202,000 円
40,000 平方メートルを超え、70,000 平方メートル以内のもの	318,000 円
70,000 平方メートルを超え、100,000 平方メートル以内のもの	454,000 円
100,000 平方メートルを超えるもの	591,000 円

(2) 変更許可時の手数料

変更に係る部分に盛土又は切土をする土地があるものに限り、変更許可申請 1 件につき、変更に係る部分の盛土又は切土をする土地の面積に応じ表 7-1 に規定する額

7-2 土石の堆積に関する工事の許可申請に係る申請手数料

(1) 当初許可時の手数料

表 7-2 土石の堆積に関する工事の許可申請手数料

土石の堆積をする土地の面積	手数料の額 (1 件につき)
500 平方メートル以内のもの	11,000 円
500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	13,000 円
1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	16,000 円
2,000 平方メートルを超え、3,000 平方メートル以内のもの	18,000 円
3,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの	26,000 円
5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	29,000 円
10,000 平方メートルを超え、20,000 平方メートル以内のもの	37,000 円
20,000 平方メートルを超え、40,000 平方メートル以内のもの	49,000 円
40,000 平方メートルを超え、70,000 平方メートル以内のもの	65,000 円
70,000 平方メートルを超え、100,000 平方メートル以内のもの	96,000 円
100,000 平方メートルを超えるもの	116,000 円

(2) 変更許可時の手数料

変更に係る部分に土石の堆積をする土地があるものに限り、変更許可申請 1 件につき、変更に係る部分の土石の堆積をする土地の面積に応じ表 7-2 に規定する額